

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成27年6月8日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成27年6月8日(月) 午前10時 開会
午前10時26分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	嶋野浩一朗	副委員長	弘 豊	委員	上村高義
委員	東 久美子	委員	中川嘉彦	委員	水谷 毅
委員	大澤千恵子				
議長	渡辺慎吾	副議長	山崎雅数		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 杉本正彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局次長	橋本英樹	同局総括主査	田村信也
同局書記	長澤佳子	同局書記	渡部真也	同局書記	井上智之

1. 案件

- ・平成27年第2回定例会審議日程及び議事日程について
- ・摂津市議会会議規則の一部改正について
- ・議会活動等における課題事項について
 - 一問一答方式の導入について
 - インターネット中継・動画配信について

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

今週11日から開催されます平成27年第2回定例会におきまして、報告案件4件、予算案件2件、条例案件3件、その他案件5件、計14件を予定いたしております。案件の概要につきましては、総務部長に説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は中川委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○杉本総務部長 平成27年第2回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

報告第3号は、摂津市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日及び公布の日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付で専決処分をしたものです。

その主な内容についてご説明申し上げます。消費税率の引上げ時期の変更等について、消費税率10%への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更するものです。

次に、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。

次に、軽自動車税の見直しについて、二輪車に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するものでございます。

次に、ふるさと納税寄附金について、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充し、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設するものでございます。

最後に、固定資産税等について、評価替えにより税負担が急増しないようにするため、固定資産税等における負担調整措置の現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

以上、摂津市税条例等の一部を改正する条例の概略説明でございます。

次に報告第4号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。本件は、公用車と原動機付き自転車との物損及び人身事故に係るものでございます。

事故発生の状況は、平成26年12月12日金曜日午後2時20分ごろ、摂津市鶴野1丁目1番地先において、公用車にて信号待ちの状態にて待機中、助手席の職員がドアを開けたため、走行してきた原動機付き自転車が、接触し転倒したものでございます。相手方は、ドアを避けようとして、開いたドアに右腕、右手薬指が接触し、原動機付き自転車に跨った状態のまま転倒し、左足を打撲したものです。また、原動機付き自転車のラゲージ、グリップヒーター、前かご等、車両が損傷したものでございま

す。

損害賠償の相手方については、議案書のとおりでございます。損害賠償の額は18万5,086円でございます。この賠償金は全額、全国市有物件災害共済会から支払われるものです。

なお、4月10日に示談が成立いたしましたので、第2回定例会に専決処分報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に報告第5号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)専決処分の報告の件でございます。これは、平成26年度国民健康保険特別会計の決算収支が1億757万1千円の収支不足を見込んでおり、この赤字補填のため平成27年度予算からの前年度繰上げ充用金及び、今年度は、国保財政安定化支援金として、6,093万円の増額が見込まれることから国民健康保険料を減額し保険料の抑制を図るものとして、平成27年5月31日に補正予算を専決したものです。

次に報告第6号、平成26年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。平成26年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費の総合計画中間評価事業で、金額1,032万4千円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、既収入の国庫支出金1,000万円、一般財源32万4千円となっております。

款6商工費、項1商工費の商品券発行事業で金額1億9,400万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、既収入の国庫支出金4,499万2千円、一般財源1億4,900万8

千円となっております。

款7土木費、項4都市計画費の吹田操車場跡地まちづくり事業で金額1,040万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、地方債930万円、一般財源110万円となっております。

新在家鳥飼上線道路整備事業では、金額250万5千円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、全て一般財源となっております。

款9教育費、項6図書館費の図書館運営事業で、金額2,456万2千円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国庫支出金2,200万円、一般財源256万2千円となっております。

次に議案第41号、平成27年度摂津市一般会計補正予算(第1号)でございます。当初予算額352億7,300万円に補正額1,479万円を追加し補正後予算額を352億8,779万円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、介護保険法の改正による低所得者保険料軽減負担金として、国庫支出金および府支出金で、それぞれ655万2千円と327万6千円を計上しております。

歳出では、生活保護の制度改正に伴うシステム改修委託料100万5千円を計上いたしましたほか、生活困窮者自立支援事業、日本語指導教育事業にかかる補正予算を計上しております。

次に議案第42号、平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。介護保険法の改正による低所得者の保険料軽減強化に伴い、現年度分特別徴収保険料1,310万4千円を減額し、

その同額を低所得者保険料軽減繰入金として計上するものです。

次に議案第43号、工事請負契約締結の件でございます。摂津市立第四中学校耐震補強等工事その2で、契約方法は、指名競争入札、契約金額は、3億8,448万円でございます。

契約の相手方は、摂津市鳥飼新町二丁目2番52号、株式会社森上工務店、代表取締役森上芳友でございます。

次に議案第44号、工事請負契約締結の件でございます。摂津市立第一中学校耐震補強等工事で、契約方法は、指名競争入札、契約金額は、3億996万円でございます。

契約の相手方は、摂津市千里丘東三丁目7番27号、協同建設株式会社、代表取締役北本和志でございます。

次に議案第45号、工事請負契約締結の件でございます。摂津市立鳥飼小学校耐震補強等工事で、契約方法は、指名競争入札、契約金額は、2億8,188万円でございます。

契約の相手方は、摂津市東別府三丁目2番48号、福島興業株式会社、代表取締役藤田依子でございます。

次に議案第46号、工事請負契約締結の件でございます。摂津市立第二中学校管理棟耐震補強等工事で、契約方法は、指名競争入札、契約金額は、2億1,600万円でございます。

契約の相手方は、摂津市千里丘六丁目4番2号、株式会社小野工建、代表取締役小野展康でございます。

次に議案第47号、工事請負契約締結の件でございます。摂津市立別府小学校大規模改修工事で、契約方法は、指名競争入札、契約金額は、1億8,954万円でございます。

契約の相手方は、摂津市別府一丁目18番1号、株式会社日生建設、代表取締役西川富雄でございます。

次に議案第48号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後、保育所に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたため、所要の改正を行うものです。なお、この改正条例は公布の日からの施行としております。

次に議案第49号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件でございます。摂津市立第19集会所を廃止し、その機能を新たに建設される別府コミュニティセンターに統合させることとするため、同条例から摂津市立第19集会所を削る改正を行うものです。

なお、この改正条例の施行日は、規則で定める日としております。

次に議案第50号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅並びに市町村の一般会計から特別会計へ繰り入れる額の策定方法等が介護保険法施行令等により定められたことによるものでございます。

本市においては、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当

する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05を減じて0.45とすることにより、年額の保険料を32,760円から29,484円に、3,276円減額することとする条例改正を行うものでございます。なお、この改正条例は公布の日からの施行としております。

また、本日の議会運営委員会に議案としてお諮りできないものとして、今後、平成27年第2回摂津市議会定例会に追加議案として提出予定となるものが3件ございます。

摂津市別府コミュニティセンター新築工事及び消防庁舎の改修工事の工事請負契約締結の件でございますが、平成27年4月24日・25日に申込み受付を行いました。申込者がなく入札不調となり、平成27年6月10日に再入札を予定しております。落札業者が決定次第、仮契約を進め、後日、議会運営委員会にお諮りしたいと考えております。

次に、吹田操車場跡地地区7・8街区土地譲受予定事業者との土地売買契約については、募集開始時、定例会スケジュールが確定していなかったため、本契約は6月末と想定し進めてまいりました。開札後、6月5日に落札業者と仮契約を行い、その後、上程手続きに時間を要するため、工事請負契約締結の追加議案と同様の扱いをさせていただきたいと存じます。

以上、平成27年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは、退席いただい

て結構です。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開します。

第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明いたします。

お手元の平成27年第2回定例会審議日程案をご覧ください。

まず、会期は、6月11日から6月26日までの16日間でございます。審議日程につきましては、本会議初日の6月11日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

なお、本会議終了後、議会活動等検討委員会の開催が予定されております。

12日が民生常任委員会、15日が総務、及び文教常任委員会です。また、15日の正午が一般質問の届出締切でございます。

次に、23日が議会運営委員会、25日は本会議で、一般質問、翌26日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2枚目の議事日程について説明をいたします。

まず、6月11日につきましては、日程1が会期決定の件でございます。日程2は、議案第41号など5件で、一括して提案理

由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第3号など2件で、一括上程で即決でございます。

日程4は、報告第4号など2件で、一括して報告を受けていただきます。

日程5、日程6、日程7、日程8及び日程9は、工事請負契約締結の件で、1件ずつ上程のうえ、それぞれ即決でございます。

日程10の常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件につきましては、建設、文教、民生常任委員会の委員長から閉会中の事務調査につきまして、本会議で報告いただくものでございます。

6月25日については、一般質問でございます。

26日については、日程1、一般質問ののち、日程2、議案第41号など委員会付託案件の5件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第41号所管別の分割表は、平成27年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○嶋野浩一朗委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗委員長 異議がないようですので、そのように決定をします。

次に報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、全国市議会議長会からの永年勤続表彰伝達式についてでございます。

来る6月17日付けで、全国市議会議長会から表彰されます方の表彰状の伝達式を、6月25日、本会議2日目の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきまして、三好議員が25年表彰を受賞されます。

2点目は、議場の理事者席の一部変更についてでございます。人事異動等にもない、今回、議場の理事者席について、一部変更しておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 ただいま事務局から説明がありました点につきまして、よろしく申し上げます。

つづきまして、摂津市議会会議規則の一部改正についてですが、本件は事務局から説明を受けて、質問があれば行っていただき、その後、会派へ持ち帰りいただき、6月23日の本委員会で協議をしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、摂津市議会会議規則の一部改正についてご説明申し上げます。この度の、摂津市議会会議規則の一部改正につきましては、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、規則中第2条会議の欠席及び第84条委員会の欠席に関する規定の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表のとおり、摂津市議

会会議規則は、第2条及び第84条で「議員は事故のため出席できない時は、その理由を付け、議長もしくは委員長に届け出なければならない。」と定めていますが、それぞれに項を追加し、出席のため出席できない場合の手続きを明記するのが今回の改正の趣旨です。

資料2枚目は、摂津市議会会議規則の一部を改正する附則案でございます。附則としまして、この規則は公布の日から施行することとしております。

なお、3枚目、4枚目に添付しております新聞報道にありますとおり、各市議会が会議規則を策定する際に参考としている、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が既に同様の改正をされております。以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わりました。この際何か質問がありましたら、お受けしますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、この件につきましては、会派に持ち帰りいただきまして、次回の本委員会の協議をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

次に、議会活動等における課題事項についてです。一問一答方式の導入及びインターネット中継・動画配信について、既に委員の皆様は所属会派の議会活動等検討委員から協議内容等について報告を受けてご承知かと思いますが、去る6月1日に議会活動等検討委員会からお手元の資料のとおり申し送りを受けました。この内容を踏まえて、当委員会で実施に向けた課題を整理してまいります。

まず、一問一答方式の導入につきましては、お手元の議会活動等検討委員会からの

申し送りを基本に、今年12月の平成27年第4回定例会での試行実施を目指し協議を進めていただきたいと考えておりました。委員の皆様にもいろいろと調査を行っていただきながら、実施要領を取りまとめたいと考えております。

次に、インターネット中継・動画配信につきましては、予算を伴う課題でありますことから理事者との調整を進めるため、お手元の議会活動等検討委員会からの申し送りを基本に、平成28年度の予算取りに向けて、議会事務局から理事者へのプレゼンテーションを行っておりますので、当委員会で平成28年度の予算化を目指し協議を進めていただきたいと考えておりますが、仕様等の調整は、しかるべきタイミングで順次報告させていただきますので、今後は一問一答方式の導入を中心に議論を展開していきたいと考えております。

なお、議会活動等検討委員にもお渡ししておりますが、大阪府下の一問一答方式及びインターネット中継・動画配信に関する調査資料も配付させていただいておりますので、参考にいただきながら、考えられる疑問点等について次回の委員会でお出しいただきたいと思います。

したがって、この2件につきましては、会派へ持ち帰っていただき、疑問点、ご意見等がございましたら、6月23日の本委員会をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 嶋野浩一郎

議会運営委員 中川嘉彦